

自費工事の工事申請受付手順

本件は、農業集落排水事業により施設整備の完了した地区において、申請者本人が、自費工事で農業集落排水施設（排水管・人孔・取付管等）を公道に布設する場合に適用する。

- 1 開発等で道路及び下水管を新設し水道局へ寄付（本要綱では帰属）を行う場合等、全額減免の可否の判断が必要な場合は施工費について市積算基準に基づき試算を行い減免額（分担金額取付管戸数－試算工事費）を決定。
- 2 農業集落排水施設の自費工事についての取扱要綱 第3条に該当する場合の申請を対象とする。
- 3 受付時には下流管の容量及び施設の許容量等について確認を行うこと。

